

第2章 提出書類

第1節 提出書類

Ⅲ－２－１－１ 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出 部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照 頁	提出 ※1
1	業務着手通知書	1	1－1		監督所管	契約締結後 14日以内	Ⅶ－ 前 －1	○
2	業務工程表	1	1－2	契約書（C）第4条による。	〃	〃	Ⅶ－ 前 －2	○
3	業務責任者通知書	1	1－7	契約書（C）第19条による。	〃	〃	Ⅶ－ 前 －7	○
4	業務責任者変更通知書	1	1－8	業務責任者の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内	Ⅶ－ 前 －8	△
5	主任技術者、管理技術者、 業務責任者、照査技術者、 担当技術者 経歴書 （当初・変更）	1	1－11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後 14日以内 （変更）につ いては変更 後10日以内	Ⅶ－ 前 －11	当初 ：○ 変更 時 ：△
6	「受注者に所属すること を証する書面」届出書 （当初・変更）	1	1－13	健康保険被保険者証、市区町村 が作成する住民税特別徴収 税額通知書等により雇用関係 が確認できるものの写しを添 付する。	〃	契約締結後 14日以内 （変更）につ いては変更 後10日以内	Ⅶ－ 前 －13	当初 ：○ 変更 時 ：△
7	労災保険加入証明書	1	1－15	Ⅲ－１－１－８による。	〃	〃	Ⅶ－ 前 －15	当初 ：○ 変更 時 ：△
8	再委託承諾申請書	1	1－16	再委託を行う場合に提出する。 （大阪港湾局契約請求案件） 契約書（C）第16条による。	〃	再委託する とき	Ⅶ－ 前 －16	△
9	再委託業者通知書	1	1－17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（C）第16条による。	〃	再委託業者 契約締結後 10日以内	Ⅶ－ 前 －17	△
10	テクリス登録のための 確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100 ～600に該当しない受注者は 除く。）は、契約金額が100 万円以上の業務について作成 し提出する。	〃	契約締結後、 土・日・祝日 等を除く15 日以内	—	△
	テクリス登録内容確認 書							

Ⅲ 港湾業務委託（成果物型）共通仕様書

				ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅲ－１－１－８による。				
１１	再委託承諾申請書 （契約管財局契約請求案件用）	１	１－２５	再委託を行う場合に提出する。 。（契約管財局契約請求案件） 契約書（Ｃ）第１６条による。	〃	再委託するとき	Ⅶ－前 －２６	△
１２	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	１	１－２６	受注者及び下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出すること。	監督所管 （下請負人等） 契約管財局 （受注者）	契約締結後、 下請契約締結後速やかに	—	△

※１ ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（Ｃ）：業務委託契約書（成果物型）

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— Ⅲ－１－１－８第２項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

Ⅲ－２－１－２ 業務委託実施時の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	提 出 条 件	提 出 先	提出期限	参照 頁	提出 ※ 1
1	業務計画書	1	—	打合せ時に要する部数を別途 用意すること。 Ⅲ－１－１－１０による。	監督所管	契約締結後 14 日以内	—	○
2	業務打合せ書	2	2－1	発注者と受注者の間で、指示 ・ 通知 ・ 協議 ・ 承諾 ・ 報告 ・ 提出等をとりかわす場合に提出 する。	〃	打合せの都 度	Ⅶ－ 中 － 1	△
3	業務月報	1	2－2	毎月の委託内容を記入し半月 毎に提出する。	〃	上半月は当 月 20 日、下 半月は翌月 5 日まで	Ⅶ－ 中 － 2	○
4	業務日報／（表紙）	1	2－3	日々の委託内容を記入し検査 時に提出する。（担当者から 指示があれば提出する）	〃	業務委託完了日	Ⅶ－ 中 － 3	△
5	貸与品借用書	1	2－6	貸与品の引渡しを受けた場合 に提出する。 契約書（C）第 2 2 条による。	〃	引渡しの日 から 7 日以内	Ⅶ－ 中 － 7	△
6	貸与品返納書	1	2－7	貸与品を返納した場合に提出 する。 契約書（C）第 2 2 条による。	〃	貸与品返納 日	Ⅶ－ 中 － 8	△
7	貸与品整理表	1	—	貸与品を返納した場合に、必要 に応じて貸与品返納書に添付 する。	〃	貸与品返納 後速やかに	—	△
8	支給品請求書	1	2－8	支給品の受払いがある場合、 作成し提出する。	〃	受払い予定 日の 7 日前 まで	Ⅶ－ 中 － 9	△
9	支給品受領書	1	2－9	支給品の受払いがある場合、 作成し提出する。	〃	支給品の受 払い日	Ⅶ－ 中 － 10	△
10	支給品清算書	1	—	支給品の受払いがある場合に 、支給品受領書に添付する。 Ⅲ－１－１－９による。	〃	受払い後速 やかに	—	△
11	事故報告書	1	指定①	事故が発生した場合に提出す る。	〃	事故発生時 速やかに	—	△
12	設計変更協議書	2	2－10	設計変更事項が生じた場合に 提出する。	〃	変更する必 要がある場合 速やかに	Ⅶ－ 中 － 11	△
13	設計変更履歴一覧表	1	2－11	設計変更協議書に添付する。 （2 回目以降）	〃	設計変更協 議書提出時	Ⅶ－ 中 － 12	△
14	設計変更承諾書	1	2－12	設計変更契約締結までに実施 を必要とする設計変更事項が 生じた場合は、本市から設計 変更実施指示書を交付するの で、これに対する承諾書を提出 する。	〃	設計変更指 示書を受領 後速やかに	Ⅶ－ 中 － 13	△
15	部分使用同意書	1	指定①	発注者より引渡し前に成果物 の全部又は一部の使用について、 同意の提示があった場合に 提出する。	〃	同意の提示 があった場合 速やかに	—	△

Ⅲ 港湾業務委託（成果物型）共通仕様書

				契約書（C）第39条による。				
16	履行期間延長協議書	1	2-13	業務委託の実施にあたり、やむを得ない事情により、期限内に完了することが不可能となった場合に提出する。	〃	延長の必要が生じた場合。ただし、完了期限 14 日前まで	Ⅶ-中-14	△
17	業務委託履行遅延報告書	1	2-14	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じるおそれがある場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 14 日前まで	Ⅶ-中-15	△
18	履行遅延届兼業務委託続行願	1	2-15	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じる場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ-中-16	△
19	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が 100 万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅲ-1-1-8による。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から土・日・祝日等を除く 15 日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
20	誓約書	1	参考 1	履行遅延届兼業務委託続行願に添付	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ-中-19	△
21	議事録	1	参考 2	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	打合せ事項（議題）があった場合速やかに	Ⅶ-中-20	△
22	議事録—2	1	参考 3	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	〃	Ⅶ-中-21	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出

（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（C）：業務委託契約書（成果物型）

様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである

— Ⅲ-1-1-8 第2項による

指定① 該當時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

Ⅲ－２－１－３ 業務委託完了時の提出書類

番号	書 類 名	提出 部数	様式	提 出 条 件	提 出 先	提出期限	参照 頁	提出 ※１
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	納品書	1	3－1	Ⅲ－１－１－１３による。	〃	納品日	Ⅶ－完－1	○
3	部分払（第 回中間）検査願	1	3－4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（Ｃ）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	Ⅶ－完－4	△
4	業務完了通知書	1	3－8	契約書（Ｃ）第36条による。	〃	業務委託完了日	Ⅶ－完－8	○
5	業務委託部分完了通知書	1	3－9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（Ｃ）第40条による。	〃	業務委託指定部分完了日	Ⅶ－完－9	△
6	検査指示事項処置確認書	1	3－10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	Ⅶ－完－10	△
7	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 Ⅲ－１－１－８による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
8	請求書	1	3－11	契約書（Ｃ）第38条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	Ⅶ－完－11	○

※１ ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（Ｃ）：業務委託契約書（成果物型）

様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである

— Ⅲ－１－１－８第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む